

松阪市隣保館条例

改正後	改正前
<p>(使用料)  <b>第7条</b> 隣保館を使用しようとするものは、別表に定める額の使用料を納入しなければならぬ。</p> <p>(使用料の減免)  <b>第8条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。  (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除  (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除  (3) 市内の団体等が社会福祉の向上及び人権問題の解決を図る活動のために使用するとき 全額免除  (4) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除  (5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>(原状回復の義務)  <b>第9条</b> (略)</p> <p>(損害賠償)  <b>第10条</b> (略)</p> <p>(運営委員会)  <b>第11条</b> (略)</p> <p>(委任)  <b>第12条</b> (略)</p> <p>別表（第7条関係）  第一・第二隣保館、中原文化センター</p>	<p>(使用料)  <b>第7条</b> 隣保館を使用しようとするものは、別表に定める額の使用料を納入しなければならぬ。ただし、市長が認める場合に限り免除することができる。</p> <p>(原状回復の義務)  <b>第8条</b> (略)</p> <p>(損害賠償)  <b>第9条</b> (略)</p> <p>(運営委員会)  <b>第10条</b> (略)</p> <p>(委任)  <b>第11条</b> (略)</p> <p>別表（第7条関係）  第一・第二隣保館</p>

## 改正後

区分	使用時間	使用料		
		講堂・大集会室	その他	※多目的室
午前	午前9時から 正午まで	1,230円	680円	1,010円
午後	午後1時から 午後5時まで	1,620円	1,140円	1,350円
夜間	午後5時から 午後10時まで	2,000円	1,420円	1,680円

※多目的室は中原文化センターのみ

## 改正前

区分	使用時間	使用料		
		講堂	その他	
午前	自午前9時 至12時	1,050円	420円	
午後	自午後1時 至午後5時	1,680円	840円	
昼間	自午前9時 至午後5時	2,630円	1,370円	
夜間	自午後5時 至午後10時	2,000円	1,050円	
午後 夜間	自午後1時 至午後10時	3,360円	1,680円	
昼夜	自午前9時	4,200円	2,100円	

改正後		改正前			
	至午後10時				
<p>※消費税を含む価格とする。          ※冷暖房使用料は、当該区分に係る基本使用料に相当する額とする。</p> <p>中原文化センター</p>					
区分	使用時間	使用料			
		大集会室	多目的室	生活改善室	その他（学習室、相談室、小会議室、会議室）
午前	自午前9時 至12時	1,200円	900円	600円	600円
午後	自午後1時 至午後5時	1,600円	1,200円	800円	800円
昼間	自午前9時 至午後5時	2,800円	2,100円	1,400円	1,400円
夜間	自午後5時 至午後10時	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円
午後 夜間	自午後1時 至午後10時	3,600円	2,700円	1,800円	1,800円
昼夜	自午前9時	4,400円	3,300円	2,200円	2,200円

改正後	改正前				
		至午後10時			
<p>※消費税を含む価格とする。</p> <p>※冷暖房使用料は、当該区分に係る基本使用料の10分の5に相当する額とする。</p>					